

事業所ニュース

お問い合わせは所属の支部まで

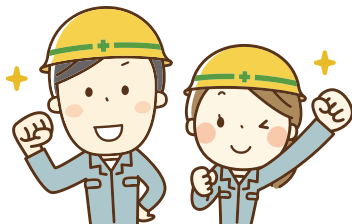


東京都新宿区北新宿1-8-16  
東京土建一般労働組合  
電話 03(5332)3971(代表)  
FAX 03(5332)3972  
発行人・編集人 吉川豊  
年間購読料1800円(定価50円)  
購読料は組合費のなかに含まれています



第三次担い手3法 完全施行

請求・要求・交渉の 声を上げよう



東京土建ではこの第三次担い手3法を軸に仲間の処遇改善を実現するための「請求・要求運動」に取り組んでいます。法律はできましたが、それだけでは私たちの賃金・単価は上がりません。何よりも私たち自身がしっかりと適正な賃金・単価を請求し、声を上げていく必要があります。

請求要求を実践している 仲間の声



渡部工務店株式会社  
渡部 伸吾さん  
型枠大工  
小平東村山支部

● 根拠を示して見積書を提示しよう

見積書で工事一式などざっくりと提示することは値切りのもとになります。労務費はしっかりと会社の実績に応じた歩掛をかけることで現実的な数字を出して請求・交渉しています。労務費の単価も材料費も内訳でオープンにしているので削られることはありません。そのうえで「下げたいところがあれば指摘して下さい」と聞く。「確かにこれくらいはかかる」と納得してくれれば、相手を説得するためには根拠となるデータが必要です。

● 標準労務費を示して交渉しよう

12月に国交省から標準労務費(労務費に関する基準)が示されました。今後、標準労務費を著しく下回る契約は建設業法違反とする制度の枠組みができれば、労務費をダンピングするような業者もいなくなり、適切な価格での受注が広がっていくと期待しています。

● 人手不足で力関係が変化

建設業の人手不足は深刻で、ゼネコンもサブコンが仕事を請けてくれないと受注自体ができない状況になってきています。昔は「嫌なら他の会社を使う」と軽く言われていましたが、元請も職人不足を実感していて労務費を上げていかなないと労働者を確保できないとの危機感をもって、交渉しやすい状況になっています。

ぜひご視聴下さい



仲間の声を動画にしました。渡部さんの他に2人の方の声もあります。YouTubeで限定公開しています。右記のQRコードからご覧下さい。組合外での利用はお控え下さい。

第三次担い手3法を力に請求・要求・交渉で賃金・単価引き上げを勝ち取る! ▶

2025年12月12日第三次担い手3法が完全施行されました。この法改正の最も重要なポイントは、労働者の技能に応じた適正な賃金支払い等の処遇確保が建設業者の努力義務として盛り込まれたことです。

国は「標準労務費」を地域・業種ごとに示し、国交省の「労務費に関する基準ポータルサイト」で順次公開しています。この労務費の基準を著しく下回る見積もり・契約は禁止となり、受注競争のために労務費を著しく低く抑える

行為等は指導・監督の対象になります。そして国はこの基準は民間・公共や元請・下請けを問わず全ての契約段階で確保されることを図るとし、実効性を確保するために労務費を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成の努力義務化やCCUSの普及を進めています。今回の全面施行に合わせて、国土交通省は「労務費に関する基準ポータルサイト」を開設しました。

労務費に関する基準ポータルサイト



マイナ保険証じゃ  
なくてOKです!

# 資格確認書を使おう!

「マイナ保険証にしないといけないの?」というお問い合わせが激増していますが、そんなことはありません。※マイナンバーカードに保険証の機能を登録したものが「マイナ保険証」です。

そもそも、マイナンバーカードの作成は任意(個人の自由)で、法的に強制されているものではありません。作りたい人が作り、作りたくない人は作らなくてよいのです。

マイナ保険証ではなく、これまで通りの保険証と同様の『資格確認書』1枚で、医療機関を受診できます。(見た目も保険証とほぼ同じです)



逆に、「**マイナ保険証**」には、保険者番号・被保険者番号が記載されておらず、医療機関で**さまざまなトラブル事例**が報告されていて、スムーズに受診できない可能性があります。

## 例えば こんな問題があります

- マイナンバーカードの期限切れ
- 顔認証がうまくいかない
- 漢字が文字化けする
- 停電時は使用できない
- 紛失した場合のデータ流失や、悪用のリスクが高いなどなど



東京土建国民健康保険組合も、他の健康保険でも、**すでに次の通りお手元に届いています。**

マイナ保険証をお持ちの方には  
「**資格情報のお知らせ**」

マイナ保険証をお持ちでない方には  
「**資格確認書**」

**Q** じゃあ、なぜ?「マイナ保険証」じゃないといけないような話になるの?

**A** 2024年12月2日以降、新たに“保険証”を発行することができなくなりました。そして、有効期限のない保険証(協会けんぽなど)は法律で2025年12月2日以降、使えないこととされているからです。しかし、マイナ保険証を作っていない人には「資格確認書」が発行されていますので、ご安心ください。

**Q** 国は、なぜ?「マイナ保険証」に誘導したいのか?

**A** マイナンバー(カード)を普及したいからです。そもそも、マイナンバーとは、個人情報(を国が一元管理し(警察や税務署は使い放題。独裁国家のような管理社会の実現です)税金や社会保険料などの徴収強化と、国の支出を削減するためです。先進諸外国では一元管理はしていません。

## 東京土建は、「マイナ保険証」の登録を解除する運動も進めています!

マイナ保険証の利用登録を解除するには、各保険者へ申請します。解除が完了するまでに2カ月程かかりますが、資格確認書が発行されて、医療機関で受診可能です。保険証復活を求める運動も進めています。

## 有効期限が過ぎた健康保険証でも2026年3月末までは使用可能

厚労省は、暫定的な取り扱いとして、2026年3月末までは、有効期限が切れた健康保険証や「資格情報のお知らせ」のみを医療機関に持参した場合でも、(オンラインでの資格確認を前提に)認めるとしています。この扱いの延長を求めましょう。